

藤枝市立小中学校における
食物アレルギー対応マニュアル

令和2年3月改訂

藤枝市教育委員会

食物アレルギーから子どもたちの命を守るために

目次

はじめに.....	1
藤枝市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル.....	2
Ⅰ 校内食物アレルギー対応委員会.....	4
Ⅱ 基本計画.....	6
Ⅲ 学校給食における食物アレルギー対応の基本.....	10
Ⅳ 献立の作成と検討.....	13
Ⅴ 校内での対応と職員間の情報共有.....	15
Ⅵ 緊急時の対応.....	20
Ⅶ 保護者からの情報収集（管理指導表の提出）.....	27
Ⅷ 保護者との情報共有（面談での取組プラン作成）.....	37
Ⅸ 対応可能な配慮事項の共有.....	46
参考資料.....	47
1、学校におけるアレルギー疾患の基本的な考え方 （文部科学省（公財）日本学校保健会）.....	48
2、行内研修会を必ず実施.....	58
3、校外活動計画時チェック表.....	59
4、ひあり、ハッと事例.....	60
5、エピペンの使い方.....	62
参考文献.....	63

はじめに

平成 27 年 3 月に文部科学省は、平成 24 年 12 月の、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという事故が発生したため、二度とこのようなことが起こらないように、学校におけるアレルギー対応について、国、教育委員会、学校などの関係する各機関がそれぞれ主体的に取り組むべき事項を記載した「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下「対応指針」という）を作成しました。また、平成 31 年 3 月に静岡県教育委員会は、「学校におけるアレルギー疾患参考資料」（以下「参考資料」という）を作成し、学校におけるアレルギー疾患の基本を示しました。

平成 26 年 3 月に、本市では「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 3 月 日本学校保健会）などを参考に「藤枝市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）」を作成しました。

今回、本市の「対応マニュアル」を、国の「対応指針」や県の「参考資料」などを参考に改訂するものです。

藤枝市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル

子どもたちの命を守るために、どの学校でも、どの職員でも、適切な対応を！
～「藤枝市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を
活用した学校体制の整備～

1. 「校内食物アレルギー対応委員会」を設置する。(P. 4)
2. 「基本年間計画」を作成する。(P. 6)
3. 全職員対象の「食物アレルギー研修会」(P. 5)を校内で実施する。(年度当初だけでなく必要に応じて実施する。)

※その内容は以下の内容を含む。

- (1) アレルギーとその対応の基本について共通理解する。
- (2) エピペンの実習を必ず実施する。
- (3) 対象児童生徒の把握のための方法について共通理解する。(基本年間計画参照)
- (4) 自校教育活動内の危険性の有無を点検する。
- (5) 校外活動計画時に、チェック表をもとにして準備をする。

※ 研修会の内容を工夫し、緊急時の対応を想定した訓練を行う。
卓上訓練、シミュレーション訓練の形で実践的な研修をする。

4. 「児童生徒及び学級での指導」を実施する。(P. 15)

配慮対象児童生徒とその対応について、全職員で共通理解をする。

5. 「食物アレルギー等対応児童生徒一覧表」を作成し職員室に常備する。(P. 17)

個々のアレルゲン食品と、その対応が一目でわかるように一覧表にまとめる。

6. 「食べられないもの表」を、教室に掲示する。(P. 18)

担任以外にも確実な把握を促すとともに、児童生徒間での理解をすすめ、安全性を高める。(※掲示を望まない場合は、リスクについて保護者に説明しておく。)

7. 緊急時に備え、次のようなものを掲示・常備しておく。

- (1) 「管理指導表保存場所」(P. 21)を掲示し、緊急時に誰でも瞬時に手にできるようにする。
- (2) 「緊急時初期対応マニュアル」(P. 22)によって、緊急時の職員役割分担を明確にする。
- (3) 「食物アレルギー緊急時対応経過記録票」(P. 25、26)を保健室に常備し、緊急時は、記録票をもとにアナフィラキシーショック症状の進行状況に応じた処置を施す。
状態の経過と時刻を記録しながら、医療に確実に引き継ぐ。

8. アレルギー症状をもつ児童生徒には、以下のように対応する。

- (1) 「学校生活管理指導表用紙配付申込書」(P. 31～33)を新学齢児には就学時健診時に、新中学1年生には12月に小学校で配布する。(転入者は転入時に配布)在校生についても、前年度のうちに、継続・新規申し込みを完了させる。
- (2) 「管理指導表提出フローチャート」(P. 35)で管理指導表を提出する対象児童生徒を明確に示す。
- (3) 前年度の入学説明会で管理指導表(医師記入済)(P. 36)を確実に回収する。管理指導表の回収時期を早め、保護者からの情報収集を確実に行う。

9. 保護者との面談を設定し、取組みプランを作成する。面談の際には以下の点に留意する。

- (1) 「保護者面談票及び取組みプラン」(P. 38～P. 45)を活用し、必須質問事項について確実に聴き取る。
- (2) 書き込んだ「取組みプラン」を、保護者に提示する。
面談は前年度から開始し、準備期間を十分確保する。

10. 以下にあげる「市内共通確認事項」(P. 46)をもとに、どの学校でも安全のための対応を行う。

- (1) 担任と保護者との連絡を密にして、事前の点検(献立表を活用)を行い、アレルギー食品の誤食を防ぐ。
- (2) 取り違い、誤食を防ぐために、代わりのおかずを持参したときは、自分で保管することを基本とする。
- (3) 発達段階に応じて、アレルギーを自分で伝える力、児童生徒が自分で除去できる力を付ける。
本人の自己管理能力向上とともに、学級内の理解のもと協力体制をつくる。

令和2年3月作成

I 校内食物アレルギー対応委員会

1 委員の趣旨・委員構成

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議・決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練・校内外の研修を企画、実施、参加を促します。

【委員構成と主たる役割】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員

- ・ 副校長・教頭（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
- ・ 教務主任・主幹教諭（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- ・ 養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員（給食調理・運営の安全管理、事故防止）
- ・ 保健主事（教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐）
- ・ 給食主任（栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底）
- ・ 関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加えます。

2 給食対応の協議・運用

委員会では、「Ⅲ 学校給食における食物アレルギー対応の基本」（P. 10）に基づき、学校給食における協議、運用を図ります。

3 面談における確認事項

- ・ 面談の日程や参加者を決定します。（養護教諭は必須）
- ・ 面談結果から個別の取組プラン案を作成する者を決定します。
- ・ 面談で聴取すべき項目を決定します。
- ・ 保護者に、「Ⅲ学校給食における食物アレルギー対応の基本」について説明し、理解を得ます。



4 面談の主な項目例

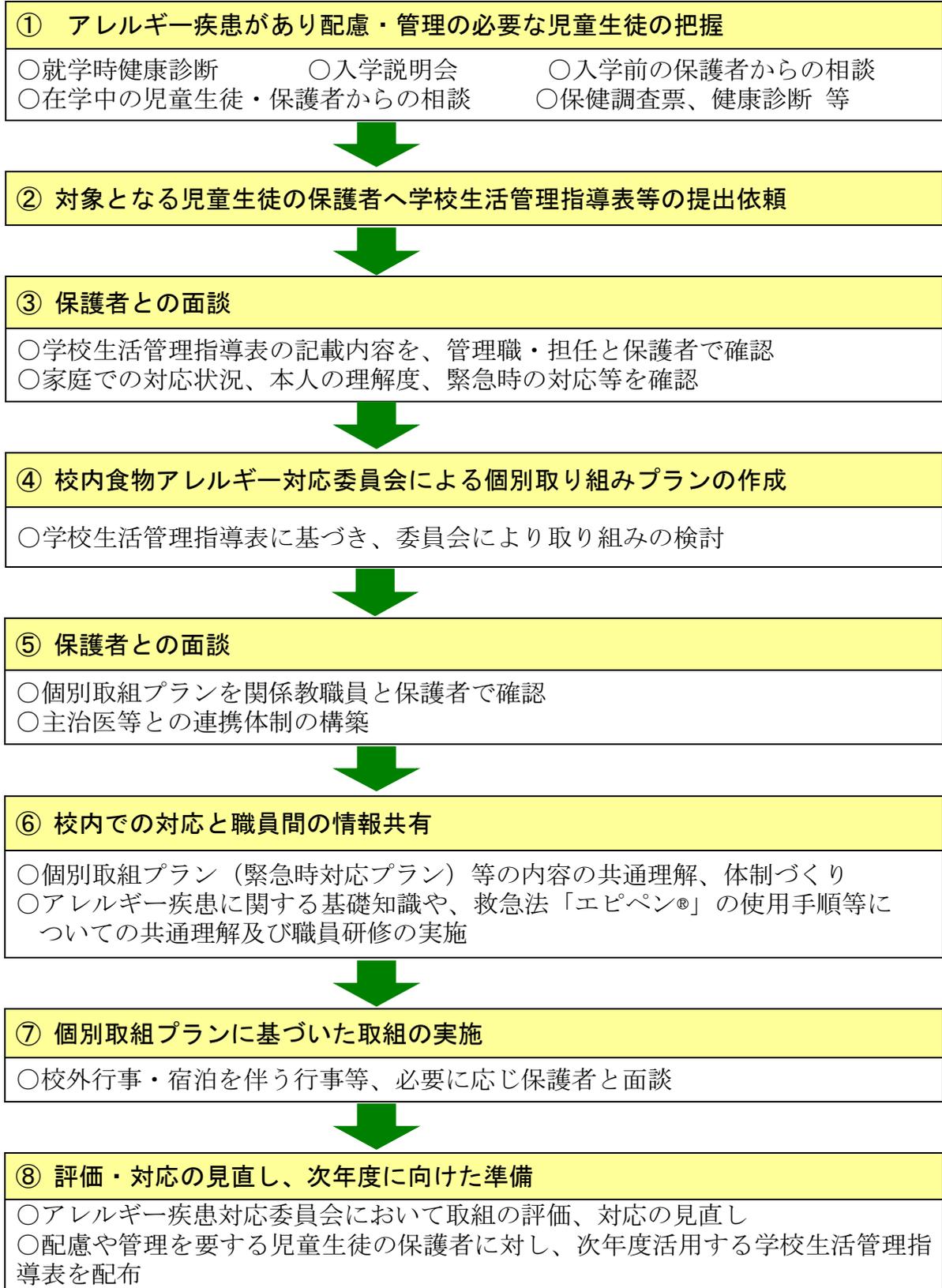
- ・ 面談は、学校生活管理指導表や事前に保護者から提出を受けた調査票等に記載された事項について補うものとともに、「Ⅲ学校給食における食物アレルギー対応の基本」を理解してもらうための良好な関係を作る場にもなります。

【聴取する事項】

- ・ 過去のアレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ・ 家庭での対応状況
- ・ 当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき事項
- ・ 薬（エピペン®等）の持参希望の有無
- ・ 緊急時の対応連絡先・方法

Ⅱ 基本計画

1 アレルギー疾患の児童生徒に対する取組の流れ



2 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（静岡県版）について

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（静岡県版）（以下、管理指導表）は個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に対する情報を、主治医が記載し、保護者を通じて学校が把握するものです。

(1) 対象疾患

静岡県は「気管支ぜん息」「食物アレルギー・アナフィラキシー」の2疾患を対象とする。

(2) 静岡県版の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」

静岡県医師会子どものアレルギー疾患対策検討委員会作成の様式を使用する。様式は静岡県医師会のホームページからダウンロードできる。

※ 主治医の指示により日本学校保健会発行の学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を使用してもよい。

(3) 想定している使用方法

この管理指導表は、原則として学校における特別な配慮が必要だと思われる場合に使用されるものであり、以下のように使用されることを想定し作成されています。

ア 学校は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での個別対応を希望する保護者に配付する。

イ 保護者は、管理指導表を主治医に記入してもらい、学校に提出する。

ウ 学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議した上で取組を実施する。

エ 学校は、緊急時に教職員が管理指導表を閲覧できる状態で管理する。なお、個人情報の取扱いに十分留意する。

オ 管理指導表は、症状に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。主治医には、学校生活上の配慮事項などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらおう。（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない）

カ 食物アレルギーを有する児童生徒に対し、学校給食、宿泊学習、修学旅行等における対応が必要な場合には、保護者に対し、さらに詳細な情報の提出を求める。

キ 緊急連絡先は確実に確認する。管理指導表に搬送先の医療機関について主治医の指示がある場合は、救急搬送をする際に、その旨を救急隊に伝える。

(4) 配付時の留意点

保護者に対し、使用目的、必要性等を周知する。

【保護者通知様式（P. 31～34）】

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」活用の基本年間計画（小学校）

月	学校	保護者
10～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学時健康診断 問診票で対象児の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学時健康診断時の問診票への記入
	<ul style="list-style-type: none"> ※配布物 <ul style="list-style-type: none"> ① 「活用のしおり（保護者用）」（P. 29） ② 「学校生活管理指導表の配付申込書」様式2（P. 32） ③ 管理指導表提出フローチャート（P. 35） ・ 様式2を提出した保護者へ <ul style="list-style-type: none"> ☆ 「学校生活管理指導表の配付について」様式4（P. 34） ☆ 「学校生活管理指導表」（P. 36） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付申込書提出 ・ 主治医受診「管理指導票」記載依頼
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6年生に配付（※印①②③） 様式2提出者に☆印配付 	
1～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学説明会 「学校生活管理指導表」回収 ・ 幼保小中連絡会での申し送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「管理指導票」提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> * 前年度に可能な対応 ・ 在校生に配布（※印①②③）②は様式1（P. 31）（在校生用） 様式1提出者に☆印配付 「学校生活管理指導表」（P. 36）回収 （面談の日程調整） ・ 保護者との面談 = 「取り組みプラン」（P. 38～45） 「面談表及び取り組みプラン」活用 保護者へ提示 * アレルギー対策委員会で個別プランの周知と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付申込書提出 ・ 主治医受診「管理指導票」記載依頼 ・ 「管理指導票」提出 ・ 学校と面談
4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員の周知（職員会議・研修会実施） アレルギーとその対応への基本理解 アレルギー疾患児を共通理解 エピペン講習会実施 ・ 個々の「取り組みプラン」確認 	
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな申し出には、同様の手順で対応 ・ 状況に応じて取り組みプランの変更を保護者と相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更があった場合には学校へ連絡

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」活用の基本年間計画（中学校）

月	学校	保護者
1 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生に配付 ※配布物 <ul style="list-style-type: none"> ①「活用のしおり（保護者用）」（P. 29） ②「学校生活管理指導表の配付申込書」様式3（P. 33） ③ 管理指導表提出フローチャート（P. 35） ・様式2を提出した保護者へ <ul style="list-style-type: none"> ☆「学校生活管理指導表の配付について」様式4（P. 34） ☆「学校生活管理指導表」 	<ul style="list-style-type: none"> ・配付申込書提出 ・主治医受診「管理指導票」記載依頼
1～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会 「学校生活管理指導表」（P. 36）回収 ・小中連絡会で対象児の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理指導票」提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> *前年度に可能な対応 ・在校生に配布（※印①②③）②は様式1（P. 31）（新規継続用） 様式1提出者に☆印配付 卒業生には様式2（P. 32）を配布、管理指導表は進学先に提出 「学校生活管理指導表」（P. 36）回収 （面談の日程調整） ・保護者との面談 = 「取り組みプラン」（P. 38～45） 「面談表及び取り組みプラン」活用 保護者へ提示 *アレルギー対策委員会で個別プランの周知と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・配付申込書提出 ・主治医受診「管理指導票」記載依頼 ・「管理指導票」提出 ・学校と面談
4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の周知（職員会議・研修会実施） アレルギーとその対応への基本理解 アレルギー疾患生徒を共通理解 エピペン講習会実施 ・個々の「取り組みプラン」確認 	
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな申し出には、同様の手順で対応 ・状況に応じて取り組みプランの変更を保護者と相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更があった場合には学校へ連絡

Ⅲ 学校給食における食物アレルギー 対応の基本

1 基本的な考え方

- (1) 学校給食では、食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生徒と同様に、楽しい給食の時間を過ごすことができるように、家庭、学校及び学校給食センターが十分連携をとり、安全かつ確実に給食を食べられるよう配慮します。
- (2) 学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する児童生徒への配慮等を含むアレルギーについて基本的な理解を促す指導を行うとともに、アレルギーを有する児童生徒が、将来にわたって「食」を選択する力を習得することができるよう、食育の観点から対応方法を決定します。

2 藤枝市学校給食アレルギー対応実施基準

以下の基準をすべて満たす児童生徒に対し、対応を実施する。

- ア 医師の診断により、食物アレルギーと診断されていること。
- イ 原因食物（アレルゲン）が特定されており、学校生活管理指導表により、医師から対応が指示されていること。
- ウ 定期的に受診し、評価を受けていること（年1回以上実施）。
- エ 家庭において、当該原因食物の除去を行っている、または医師の指示に基づいて食事療法を行っていること。
- オ 病院食のような治療を目的とした食事ではなく、学校給食の中での取組で対応可能と考える範囲で対応すること。
- カ 保護者の判断に応じて、家庭から弁当を持参してもらう場合もあることについて承諾を得ること。

<留意点>

- ・上記により、学校での取り組みについて判断が難しい場合は、関係者の意見を聞き適切な判断をする。
- ・保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらんでいます。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の要望によって行うものではありません。また、家庭での対応以上の対応を学校給食では行いません。

3 学校における給食時間の対応方法

児童生徒の状況に応じて、以下の方法を組み合わせて対応する。

①詳細な献立表対応（自己除去対応）

ア 対象者

- ・過去に食物によるアナフィラキシーを起こしていない、発症しても軽度な症状で治まっているなど、症状が軽度で特別な処置をしなくても症状が治まる児童生徒。過去に、アナフィラキシーを起こしたことのある児童生徒は、医師に相談の上実施。
- ・アレルギー物質を除去できる判断能力があり、自分自身で除去することができる児童生徒。

イ 実施内容

- ・「献立表及び使用食品原材料配合表」を事前配付し、それに基づいて保護者の指示により、学校給食から原因食物が入った料理を除いて食べる。量を加減しての喫食は行わない。学級担任等はその状況を確認する。

ウ 留意点

- ・学級担任が、除去する原因食物を正しく理解する。万一、食べてしまった場合の対処方法も確認しておく。
- ・学級担任が不在の場合でも、校内で対応できる体制を整えておく。
- ・原因食物については、保護者が本人に確実に知らせる。保護者は学校にも事前に連絡する。
- ・最も誤食事故が起こりやすい対応であるため、特に学級担任は除去食物と給食内容を日々確認する。そのために、自己除去対応であっても学校生活管理指導表の提出が必要である。

②弁当対応（完全弁当対応・一部弁当対応）

ア 対象者

- ・完全弁当対応：多くの食品にアレルギーを有し重症な児童生徒
- ・一部弁当対応：通常は除去食対応であり、除去対応では、量や栄養が不足すると保護者が判断する場合のみ部分的に弁当を持参する児童生徒

イ 留意点

- ・学校の状況に応じて、安全で衛生的な弁当の管理方法を決めておく。
- ・持参するおかずについては、保護者が本人に確実に知らせる。保護者は、学校にも事前に連絡する。
- ・特に一部弁当持参の場合は、学級担任が、対応する献立と日付けを確実に把握しておく。

※完全弁当対応とする判断基準

以下に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、完全弁当対応とする。

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示※）の表示がある場合に
についても除去指示がある

ウ 多品目の食物除去が必要

エ 食器や調理器具の共用ができない

オ 油の共用ができない

カ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※注意喚起例

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

IV 献立の作成と検討

1 献立作成における食物アレルギー対応

藤枝市教育委員会は藤枝市献立作成委員会と連携して、下記の考え方にに基づき、安全な学校給食の提供を目的に、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえた献立を作成します。また、アレルゲンフリーの食材を多く使用します。

献立表は、児童生徒に配り、ホームページにも掲載します。

2 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

使用する頻度を検討する必要がある食物

(ア) 特に重篤度の高い原因食物：そば

学校給食では提供しません。

(イ) 特に発症数の多い原因食物：卵・乳・小麦・えび、かに

次のように提供方法等を工夫します。提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とします。

・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮します。同じ原因食物の使用は最小限とし、対応を単純化します。

・加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮します。例：練り製品、畜肉製品

調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はありません。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

原因物質	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ、みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚しょう
肉類	エキス

名称：肉団子
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）



【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

料理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫します。

献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにします。

(ア) 献立表

- ・料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有します。
- ・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにします。

(イ) 料理名

・原因食物が使用されていることが明確な料理名とします。

例：かにと卵のスープ、大豆のかみかみ揚げ、えび入りはんぺん

3 食品選定のための委員会との連携

物資選定委員会における食材選定は、献立作成委員会で決定した献立に基づいて、食材の選定及び調達を行います。

食品の選定での連携を図るとともに、物資選定の見直しにおいても、連携がとれるようにしておきます。

4 問題への対応を報告する体制の整備

学校や調理場で起きたすべての事故及びヒヤリハット事例は、食物アレルギー対応委員会に報告し、定期的に施設ごとに対応方法の評価、検討を行います。

すべての事例は、藤枝市教育委員会にも報告します。

V 校内での対応と職員間の情報共有

1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決めます。

特に、アレルギー物質について、本人が原材料のわかる統一した献立表で確認する方法を具体的に決めます。

また日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意します。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決める等の配慮をします。

- ◆ 献立内容の確認
- ◆ 給食当番の役割確認
- ◆ 配膳時の注意
- ◆ おかわり等を含む喫食時の注意
- ◆ 片付け時の注意
- ◆ その他交流給食などの注意等

2 食材・食物を扱う活動等

食材・食物を扱う活動等について、個別の取組プランに基づき担任が確認します。

(※担任以外の職員も確実に把握し、担任が不在の時に対応します。)

(ア) 食物、食材を扱う授業、活動

- ・食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- ・微量の摂取、接触により発症する児童生徒に対する配慮



(イ) 体育、部活動等運動を伴う活動

- 食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮

(ウ) 宿泊を伴う校外学習

- ・食事などの配慮
- ・緊急時の配慮



(エ) その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

※なお、詳細については、(公財)日本学校保健会が作成している「学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」を参照してください。

3 食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

(ア) 学級での指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行います。



【学級での指導事項例】

- ・食物アレルギーについての基本的な理解
- ・食事を安全に楽しむために等

(イ) 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施します。

【個別指導例】

- ・自分で判断できる能力の育成
- ・栄養摂取における家庭での留意点等

4 実施における問題の報告

配膳、喫食時の問題点等は、事故及びヒヤリハットも含めてすべて教育政策課に報告し、定期的に対処方法の評価、検討及び必要に応じて見直しを行います。

5 職員間の情報共有

- 1 担任以外の職員も個々のアレルギーとその対応がひと目でわかるように、「○年度 食物アレルギー等対応児童生徒一覧表」(P. 17)を職員室に掲示する。
- 2 「食べられないもの表」(P. 18)を教室に掲示し、担任以外の職員にも確実に把握する。また、対象児童生徒の理解を促し、思いやりを持った集団作りを行う。



○年 ○組 食べられないもの

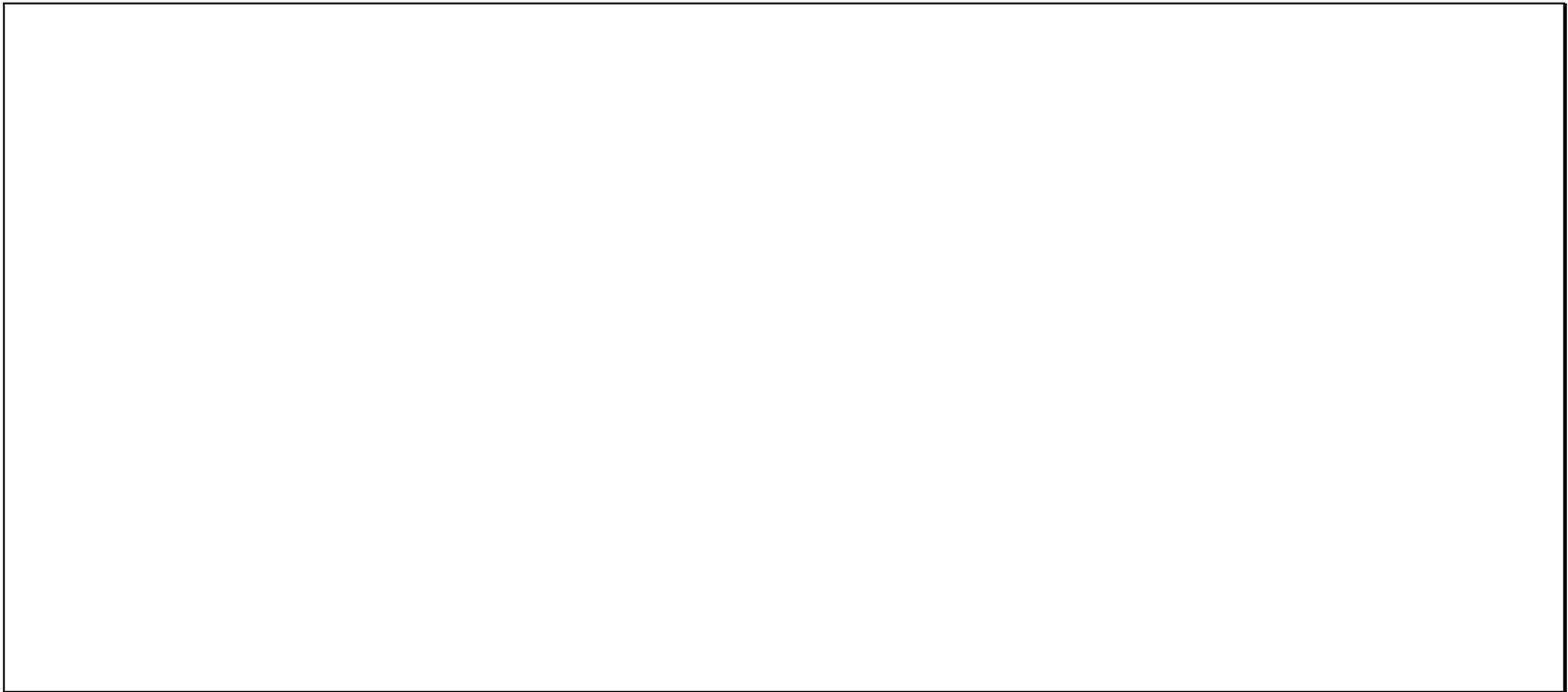
担任以外でも正しく把握できるよう、教室の給食コーナーに常備する。(方法は学校で要検討)

本人及び学級のメンバーが知っていることが、安全につながるととらえ、配慮ある学級風土の中、オープンにしておきたい。

A B さん 卵

C D さん 牛乳

○年 ○組
食べられないもの



VI 緊急時対応

アレルギー疾患には、気管支ぜんそくや食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えてアドレナリンの自己注射薬である「エピペン」(商品名)や内服薬が処方されていることがありますので、教員だれが発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

次ページ以降に、具体的な対応を示していますので、よく読んで把握してください。

なお、詳細については、(公財)日本学校保健会が作成している「学校におけるアレルギー疾患対応資料」を参照してください。

【参考】(公財)日本学校保健会
「学校におけるアレルギー疾患対応資料」
<http://www.gakkohoken.jp/>
(ポータルサイト「学校保健」内)
「学校におけるアレルギー疾患対応資料」
内の研修資料

参考資料1 (P. 48～57) 参照



**アレルギー
管理指導表
はここに**

緊急時初期対応マニュアル

【校内時】

- ◎給食時
- ◎授業（生活・総合・家庭）
- ◎調理実習（クラブ・学活）

【校外時】

- 事前に宿泊先、保護者と連絡
- 遠足・社会科見学
 - 修学旅行
 - 宿泊体験活動

生命維持優先！

- ①発症生徒・児童は保健室へ
またはその場に寝かせる
- ②養護教諭・他の職員を応援要請
- ③エピペンの準備
- ④別の職員が他の生徒・児童へ対応

発症！

***絶対に目を離さない！！**
***応援要請！！**

生命維持優先！

- ①活動を停止
（バス等安全な場所にとめる
電車は最寄り駅で降りる）
- ②発症生徒・児童は別室に移動
- ③活動を一時中止
（生徒・児童を落ち着かせる）
- ④学校・保護者・医療機関への対応

担任・養護教諭・職員

□校長・教頭・職員への連絡

準備・対応するもの	時刻	*備考
□状況の観察（担任・養護教諭）⇒経過記録票		
□発生の状況確認（職員）⇒経過記録票		
□保護者への連絡（教頭・職員）⇒緊急連絡カード		
□救急車要請（教頭・職員）⇒119番通報		
□関係機関への連絡・対応（校長・教頭）⇒教育委員会		

誰でもエピペンの保管場所がわかるように（保健室等）

保管している場所に



食物アレルギー緊急時個別対応 記録票

年 組 番・名前 _____ 生年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
記載者名 (_____) 〇〇市立〇〇小学校

1	食べた(摂取した)時刻	年 月 日 時 分
2	食べた(摂取した)状況	食べた・摂取したもの()量()場所()
3	処 置	アレルギーの除去 □□の中のものを取り除く □□をすすぐ □手を洗う □目や顔を洗う
		緊急時処方薬 内服薬() 時 分 吸入薬() 時 分
		「エピペン®」 「エピペン・」を準備、本人に持たせる 時 分 「エピペン・」注射(あり なし) ありの場合→ 時 分
4	救急車要請 誰が()	救急車を要請した時刻 時 分 救急車到着時刻 時 分
5	医療機関	医療機関 連絡時刻 時 分 医療機関到着時刻 時 分
6	搬送先医療機関	同行者:
7	保護者への連絡 誰が()	保護者への連絡時刻 時 分 (誰に:)
8	症状 ※確認された症状に○	軽い症状 (時 分頃から出現) ・皮膚 : 限られた範囲のかゆみ、じんましん(数個)、部分的に赤い斑点 ・口 : 口のかゆみ、唇が少し腫れている ・呼吸 : 軽い咳、くしゃみ
		中等度~重度の症状 (時 分頃から出現) ・皮膚 : じんましん(10個以上)、強いかゆみ、舌や唇の腫れ ・お腹 : 腹痛、嘔吐、下痢、お腹と皮膚の症状が同時にある(嘔吐、下痢、腹痛に湿疹(じんましん)が伴う) ・呼吸 : のどのイガイガ、のどのかゆみ、繰り返す咳、息苦しい呼吸時ゼーゼー・ヒューヒューと鳴る、かすれ声、声が出ない ・脈・顔色 : 脈が速い、脈が不規則、顔色が青白い ・様子 : 不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう
9	バイタルサイン	①確認時刻 時 分 脈拍(回/分)・呼吸(荒い ふつう)・体温(°C) ②確認時刻 時 分 脈拍(回/分)・呼吸(荒い ふつう)・体温(°C)
10	その他	

救急車(119番)に伝える内容 救急車要請者名 ()

<p>「救急です！」学校の所在地は() () () 学校です。 患者の名前は・・・() です。() 歳です。 患者は・・・・・・() を摂取し、アレルギー症状が出ています。 学校の電話番号は() です。</p> <p>●患者は「エピペン・」を処方 □されています □されていません ・「エピペン・」を □注射しました □注射していません ・意識は □あります □ありません ・呼吸は □普通にしています □苦しそうです □していません ・じんましんは □全身に出ています □体の一部に出ています ・嘔吐や下痢は □あります □ありません</p>	※事前に 記入
---	------------

食物アレルギー緊急時個別対応 記録票 経過の記録

アナフィラキシー緊急時対応経過記録表(2) ○○学校 ㊦㊧㊨-㊩㊪㊫-㊬㊭㊮

記録者								
経過の記録	時刻	経過・対応	血圧 (mmHg)	脈拍 (回/分)	呼吸数 (回/分)	体温 (℃)	備考	
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							
	:							

◆ 症状の程度

	軽い症状	中程度の症状	重度の症状
皮膚	<ul style="list-style-type: none"> 限られた範囲のかゆみ 部分的に赤い斑点 じんましん(数個以内) 唇が少し腫れている 	<ul style="list-style-type: none"> 強いかゆみ 赤い斑点があちこちに出現 じんましん(10個以上) まぶたや唇が腫れ上がる 	<ul style="list-style-type: none"> 激しい全身のかゆみ 全身が真っ赤 全身にじんましん
口・腹	<ul style="list-style-type: none"> 口の中にかゆみ 	<ul style="list-style-type: none"> 吐き気もしくは1回の嘔吐 軟便もしくは1回の下痢 時々腹痛が起きる 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐を繰り返す 数回以上の下痢 激しい腹痛
呼吸	<ul style="list-style-type: none"> 時々咳が出る くしゃみ 	<ul style="list-style-type: none"> 断続的な咳 鼻づまり、鼻水 のどのイガイガ、のどのかゆみ 	<ul style="list-style-type: none"> 声が沙、声が出にくい 絶え間ない激しい咳込み 犬が吠えるような咳 呼吸時「ゼー、ヒュー」と鳴る 息切れ、息苦しい、呼吸困難
脈・顔色	変化なし	変化なし	<ul style="list-style-type: none"> 脈が速い 脈が不規則 顔色が青い 唇や爪が白い、紫色
様子	変化なし	元気がない(不活発)	<ul style="list-style-type: none"> 不安、恐怖感 ぐったり うとうと 意識がもうろう

VII 保護者からの情報収集 (管理指導表の提出)

子どもたちの命を守るために、藤枝市のアレルギー対応の体制を整える

～就学時健診からのスタート～

- (1) 「学校生活管理指導表配付申込書」の用紙を配布（就学時健診にて）
- (2) 申し出た保護者に「学校生活管理指導表」の用紙を渡す。（学校→保護者）

☆用紙の配付方法

①就学時健診当日に手渡す。（会場にて健診後申し出る）＜既に診断されている場合＞
注：養護教諭の当日説明は不可能（会場担当者が説明）説明示のせりふ提示※

②後日、対象保護者が来校したときに渡す。＜検討後、受診を決定した場合＞

- (3) 「学校生活管理指導表」を入学説明会で回収

その後は、全体計画参照

＜就学時健診に分けるもの＞

- (1) 学校生活管理指導表 活用のしおり（県教委）
- (2) 「学校におけるアレルギー疾患に関する対応について」（様式2） 差出人：市教委

これが「学校生活管理指導表配付申込書」 日付は各校の就学時健診日

- (3) 管理指導表提出フローチャート（経営研作成） 問い合わせ先：教育政策課

(1)で表裏1枚、(2)と(3)を表裏印刷にし、合計2枚

※就学时健診時の説明例（波線部分は学校の実情により変更）

「アレルギー疾患のお子さんの学校生活をより安心して安全なものにするため、学校はお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報が必要になります。学校生活において特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、『学校生活管理指導表』を学校に提出していただくこととなります。詳しくは、配付した資料の中にありますので、提出の必要の有無についてお確かめください。

なお、管理表の用紙を希望する方は、お手元の申込書に記入の上、全体会終了後、こちらまでお申し出ください。この場で用紙をお渡しします。また、お帰りになってから検討し、配付を希望される方は、後日、改めて学校の養護教諭をお訪ねください。

医師が記入した管理表は、入学説明会当時（〇月〇日）に、学校に提出していただきます。

その後、入学までの間に、養護教諭がさらに詳しい内容を伺うこととなりますので、よろしくお願ひします。これらの手続きについて不明な点は、市役所教育政策課までお問い合わせください。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用のしおり

アレルギー疾患のある児童生徒の保護者の皆様へ

静岡県教育委員会

アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活をより安心して安全なものとするため、学校は児童生徒のアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

学校生活において特別な配慮が必要な児童生徒につきましては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下、「管理指導表」という）を学校に提出いただきますようお願いいたします。アレルギー疾患があっても、学校生活において特別な配慮を行う必要がなければ提出は不要です。

学校生活における特別な配慮とは。

特別な配慮とは、学校給食、食品を扱う授業や活動、体育・部活動等の運動を伴う授業や活動、校外活動(特に修学旅行等の宿泊を伴う活動)等において、誤食を防止したり、運動を控えたりするなど、通常の学校生活とは異なった対応を必要とする場合のことです。

なお、主治医からエピペン®を処方されている児童生徒は、学校での対応が必要となりますので、必ず管理指導表の提出をお願いします。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は次の手順で提出してください。

- 1 現在、家庭で児童生徒のアレルギー疾患への配慮(食品の除去等)をしている。



- 2 児童生徒のアレルギー疾患に関して、学校での特別な配慮を希望する。



- 3 学校から管理指導表を受け取る。
- 4 医療機関を受診する。
- 5 医師から「学校において特別な配慮が必要」と診断された。



- 6 医療機関で管理指導表の記載をお願いしてください。文書料は保護者負担となります。
- 7 記載してもらった管理指導表を学校に提出してください。
- 8 管理指導表を基に、学校と保護者とで、児童生徒の学校生活における配慮や管理について相談します。この際、必要に応じてさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。
- 9 病状は変化することがあります。継続して特別な配慮が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年度新しい管理指導表を提出してください。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下のような構成になっています。

<気管支ぜん息用>

<食物アレルギー・アナフィラキシー用>

気管支ぜん息用 学校生活管理指導表

児童・生徒氏名	性別	男・女	年	月	日生
学校名・クラス名	学校	年	組	()	()

● 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。 1. 同意する 2. 同意しない
保護者署名: _____

※主治医におかれましては、原則として、上記の「1. 同意する」に該当する場合に本書の記入をお願いします。

記載した主治医の氏名	印	記載日	年	月	日
所属医療機関の名称					

※現在の状況および今後1年間を通じて予測される状況を記載してください。

病型・治療 ※記入にあたってはガイドラインP22～29を、参照ください。

A. 重症度分類 (発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型

B-1. 長期管理薬 (吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 (インターール)

4. その他 ()

B-2. 長期管理薬 (内服薬) 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. その他 ()

C. 急性発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 (商品名:) 2. ベータ刺激薬内服 (商品名:) 3. ベータ刺激薬吸入後、内服 (商品名:) 4. その他 ()

学校生活上の留意点 ※記入にあたってはガイドラインP30～36を、参照ください。

A. 運動(体育・部活動等) ※記入にあたってはガイドラインP30～31に、留意ください(裏面に掲載)。
1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可

B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可(動物)

C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定

D. その他の配慮・管理事項(自由記載)

緊急時連絡先 ※連絡医療機関は保護者と相談のうえ記入してください。「救急車要請」と記載することも可。
★保護者 電話① 電話②
★連絡医療機関 名称 電話

※管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出してください。

静岡県医師会子どものアレルギー疾患対策委員会 (2018.02)

本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

以下は、医師が記載します。

食物アレルギー・アナフィラキシー用 学校生活管理指導表

児童・生徒氏名	性別	男・女	年	月	日生
学校名・クラス名	学校	年	組	()	()

● 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。 1. 同意する 2. 同意しない
保護者署名: _____

※主治医におかれましては、原則として、上記の「1. 同意する」に該当する場合に本書の記入をお願いします。

記載した主治医の氏名	印	記載日	年	月	日
所属医療機関の名称					

病型・治療 ※記入にあたってはガイドラインP61～68を、参照ください。

A. 食物アレルギー-鼻型 (食物アレルギーがある場合のみ記載してください) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー-症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B. アナフィラキシー-鼻型 (アナフィラキシーの既往がある場合のみ記載してください) 年齢: () 歳 性別: () 性別: () 年齢: () 歳

1. 食物(原因) エビベン①の使用) 有 () 無 ()
2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 ()

C. 原因食物・診断根拠 ※記入にあたってはガイドラインP64～65に留意ください(裏面に掲載)。
該当食品の書名を○で囲み、診断の根拠を次の①～③から選択し、該当するものを()内に記載してください。
① 明らかなきず痕の既往 ② 食物負荷は陽性性 ③ IgE抗体検査結果陽性

1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ ()
5. ビーナッツ () 6. 種実類-木の果類 (品名 ()) ()
7. 甲殻類 (エビ・カニ) () 8. 果物類 (品名 ()) ()
9. 魚類 (品名 ()) () 10. 肉類 (品名 ()) ()
11. その他① (品名 ()) () 12. その他② (品名 ()) ()

D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. 「エビベン①」(アドレナリン自己注射薬) 3. その他 ()

学校生活上の留意点 ※記入にあたってはガイドラインP69～79を、参照ください。

A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定
B. 食物、食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定
C. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定
D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要
E. その他の配慮・管理事項(自由記載)

緊急時連絡先 ※連絡医療機関は保護者と相談のうえ記入してください。「救急車要請」と記載することも可。
★保護者 電話① 電話②
★連絡医療機関 名称 電話

※管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出してください。

静岡県医師会子どものアレルギー疾患対策委員会 (2018.02)

様式2

令和 年 月 日

令和 年度新入学児童保護者 様

藤枝市教育委員会

学校におけるアレルギー疾患に関する対応について

藤枝市では、アレルギー疾患を有する児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(注1)を活用した対応を行っています。

つきましては、お子様が気管支ぜん息、食物アレルギー・アナフィラキシーのアレルギー疾患を有し、主治医等の指示により学校生活を送る上で配慮や管理が必要であり、学校での対応を御希望される場合は、下記により、入学予定校に学校生活管理指導表の配付を申し出てください。

申し出により、学校から学校生活管理指導表をお渡ししますので、かかりつけ医等主治医又は専門医にお渡しした指導表の記載を依頼し、記載されたものを学校に提出をお願いします。

学校生活管理指導表を提出していただいた後に、保護者と学校とで、具体的な内容について個別の相談を予定しています。

なお、管理指導表の記載については有料で保護者負担となりますので予めご了承ください。

(注1) 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」とは、「病型・治療」や「学校生活上の留意点」などを主治医等に記載してもらい、実際の取組につなげていくものです。

学校生活管理指導表の配付申込書

下記のとおり、アレルギー疾患を有し、医師等の指示により配慮や管理が必要なことから、学校生活管理指導表の配付を希望します。

対象児童生徒氏名	ふりがな
	(男 女)
園 ・ 学 校 名	
保 護 者 氏 名	
自 宅 電 話 番 号	
対 象 疾 患	医師の指示により学校における配慮や管理が必要なものに○印をつけてください。(複数可) <input type="checkbox"/> 1 気管支ぜん息 <input type="checkbox"/> 2 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 3 アナフィラキシー
学 校 記 入 欄 (学校で記入します)	管理指導表 配付 (/) 受領 (/)

保護者 様

藤 枝 市 教 育 委 員 会

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の配付について

申し出のありました「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下、管理指導表といいます）を配付しますので、下記の事項について御理解の上、学校において適切な管理や配慮が実施できるよう、主治医または専門医に病型・治療及び学校生活上の留意点、緊急連絡先等について記載していただき、提出願います。

記

1 留意事項

- (1) 児童・生徒氏名、性別、生年月日、学校名を記入してください。
- (2) 管理指導表は、個人情報の取り扱いに留意しつつ、緊急時に教職員誰もが閲覧できるように一括して管理することを御理解いただき、このことへの同意と署名をお願いします。
- (3) 医師の管理指導表の記載に係る文書料は、保護者の負担となります。
- (4) 主治医または専門医には、1年間を通じて予測される状況の記載を依頼してください。
- (5) 症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出してください。
- (6) 症状等に変化があった場合は、その都度、管理指導表を提出してください。

2 提出先

入学する学校

3 提出期日

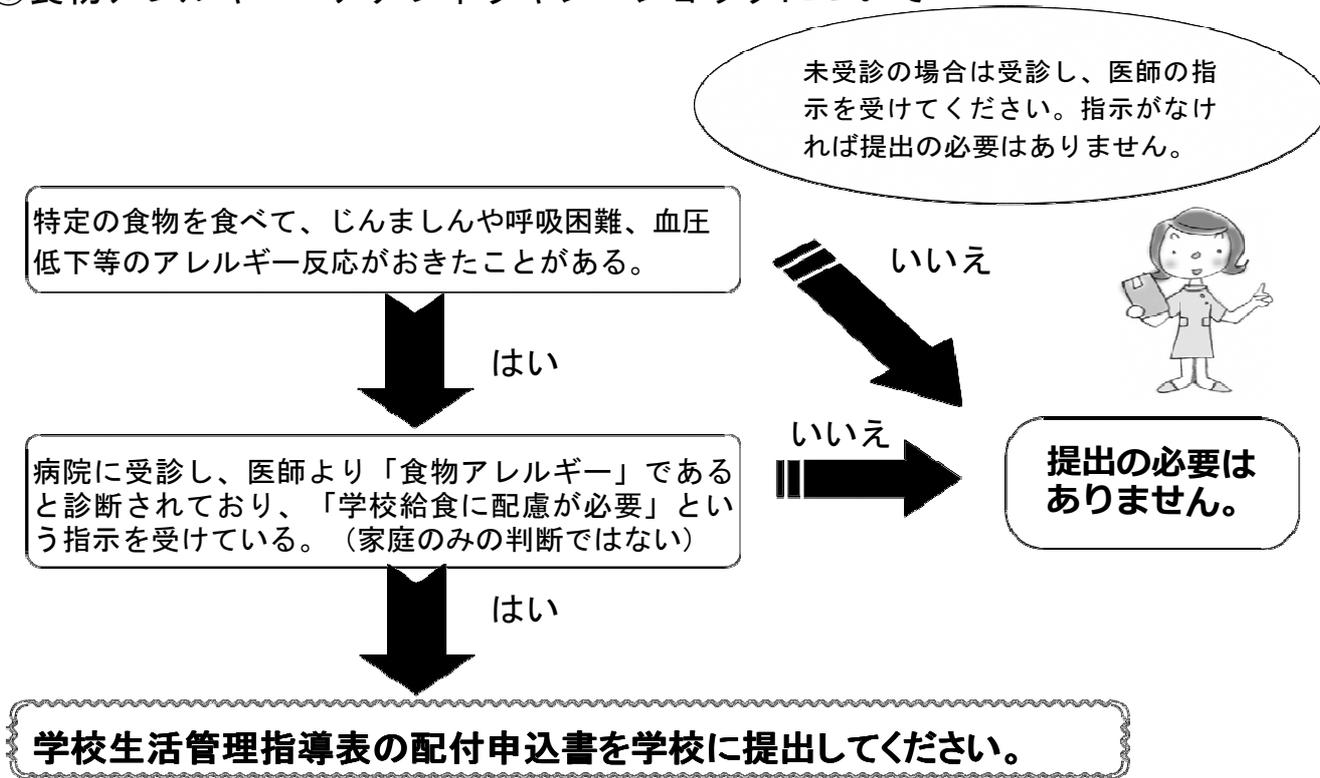
入学説明会（令和 年 月 日）当日

担当 教育政策課 電話 643—3135

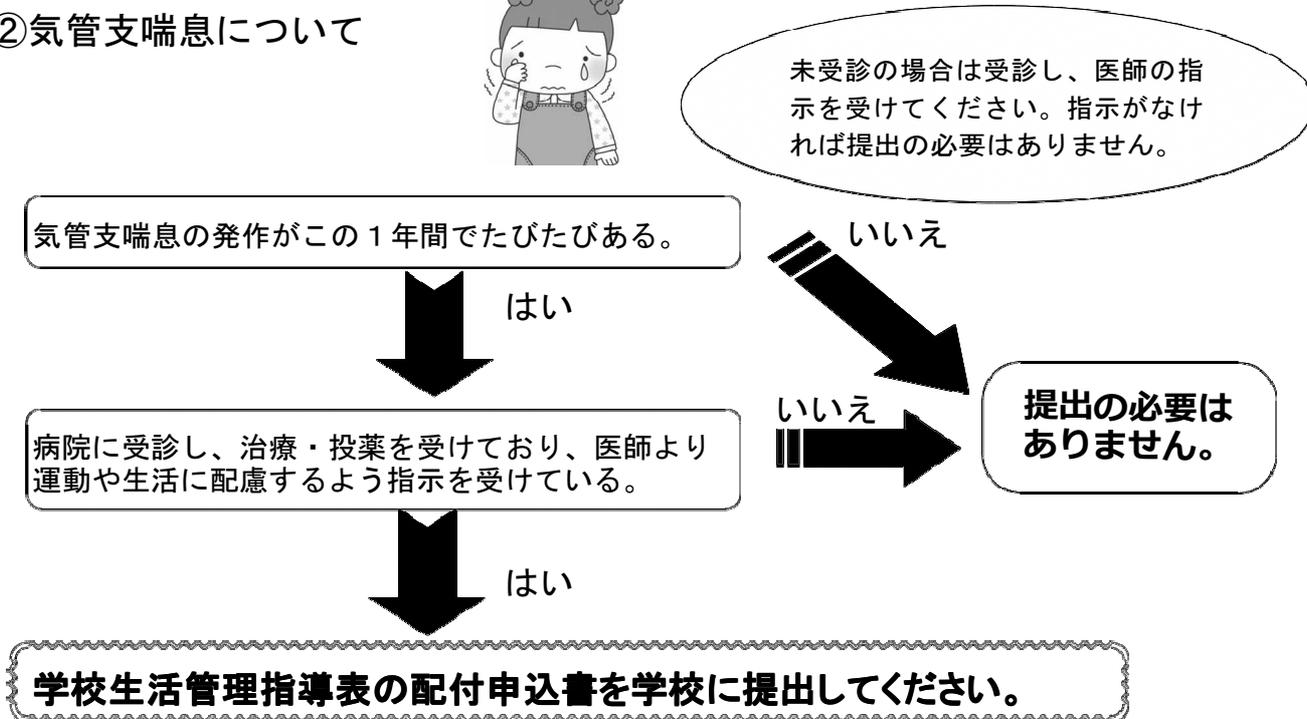
<管理指導表提出フローチャート>

◆「学校生活管理表の配付申込書」を提出するのは下の該当の方です。

①食物アレルギー・アナフィラキシーショックについて



②気管支喘息について



* 上記の項目でご不明な点は教育政策課にお問い合わせください。

(643-3135)

Ⅷ 保護者との情報共有 (面談での取組プラン作成)

保護者面談票及び個別取組プラン（食物アレルギー・アナフィラキシー）
(P. 38～39)

保護者面談票及び個別取組プラン（食物アレルギー・アナフィラキシー）記入例
(P. 40～41)

保護者面談票及び個別取組プラン（気管支ぜん息）（P. 42～43）

保護者面談票及び個別取組プラン（気管支ぜん息）記入例（P. 44～45）

保護者面談票及び個別取組プラン（食物アレルギー・アナフィラキシー） 表面

名前	()年()組()番 フリガナ 名前 ()	男	保護者氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)	女	面談実施日	年 月 日
住 所				

食物アレルギーの病型 ※学校生活管理指導表より該当するもの	<input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 口腔アレルギー症候群 <input type="checkbox"/> 食物依存性運動誘発アナフィラキシー			
原因食品				
除去の程度				
発症時の症状				
頻 度	番号で記入する（① 必ず出る ② ほとんど出る ③ 時々出る）			
アナフィラキシー既往歴	有 ・ 無	(いつ頃)		
	負荷試験	年 月実施	<input type="checkbox"/> 陽性()	<input type="checkbox"/> 陰性()
緊急時処方薬	薬 剤		管 理 方 法	
	<input type="checkbox"/> 内服薬 (薬品名:)		<input type="checkbox"/> 本人 (保管場所)	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 「エピペン®」 ()		本 人 (保管場所)	その他 (保管場所)
	<input type="checkbox"/> その他 ()		本 人 (保管場所)	その他 (保管場所)
薬剤使用時の留意事項				
学校生活における留意点	給 食 裏面に詳細を記入			
	食物・食品を扱う授業			
	運 動			
	泊を伴う校外活動			
	その他			
緊急連絡先	名前	続柄	電話番号 (○をつけてください)	
			(自宅・携帯・職場)	
			(自宅・携帯・職場)	
			(自宅・携帯・職場)	
医療機関連絡先	病院名 (診療科)	主治医名	電話番号	備考

保護者面談票及び個別取組プラン（食物アレルギー・アナフィラキシー） 裏面

○学校給食における決定事項

	決定（R2年3月1日）	決定（ 年 月 日）	決定（ 年 月 日）
①本人による除去			
②詳細な献立表 対応			
*成分表配布希望	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
③弁当対応	<input type="checkbox"/> 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 一部弁当対応 ()	<input type="checkbox"/> 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 一部弁当対応 ()	<input type="checkbox"/> 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 一部弁当対応 ()
④給食の誤食防止 のため、教室に本人のアレルギー 原因食品を明示 すること	<保護者の同意> 有 ・ 無	<保護者の同意> 有 ・ 無	<保護者の同意> 有 ・ 無
⑤その他			

○学校での対応記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状			
経過措置			
その他			

○その他特記事項等面談記録

面談日	特 記 事 項	最終診察日
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

保護者面談票及び個別取組プラン（食物アレルギー・アナフィラキシー） 裏面

記入例

○学校給食における決定事項

	決定（R2年3月1日）	決定（ 年 月 日）	決定（ 年 月 日）
①本人による除去	くるみパンが出る日は本人が担任に申し出て、配膳しない。		
②詳細な献立表対応	毎月保護者に献立表を2枚配布。1枚にマーカ一でチェックをして担任へ提出する。		
*成分表配布希望	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無
③弁当対応	<input type="checkbox"/> 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 一部弁当対応 ()	<input type="checkbox"/> 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 一部弁当対応 ()	<input type="checkbox"/> 完全弁当対応 <input type="checkbox"/> 一部弁当対応 ()
④給食の誤食防止のため、教室に本人のアレルギー原因食品を明示すること	<保護者の同意> <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	<保護者の同意> 有 ・ 無	<保護者の同意> 有 ・ 無
⑤その他	くるみパンが出る日は代替りのパンを家から持参。その際連絡帳で連絡する。アーモンドは食べてよい。		

○学校での対応記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症状			
経過措置			
その他			

○その他特記事項等面談記録

面談日	特記事項	最終診察日
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

保護者面談票及び個別取組プラン（気管支ぜん息） 裏面

○学校での対応記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状				
経過措置				
その他				

○その他特記事項等面談記録

面談日	特 記 事 項
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

保護者面談票及び個別取組プラン（気管支ぜん息） 裏面

記入例

○学校での対応記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状				
経過措置				
その他				

○その他特記事項等面談記録

面談日	特 記 事 項
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

IX 対応可能な配慮事項の共有

アレルギー対応Q & A（市内共通確認事項）

アレルギー疾患のお子さんをもつ保護者の方は、学校でのよりよい対応を期待しています。そもそも命にかかわる問題のため、心配が多く、さまざまな戸惑いがあると想像できます。

藤枝市では、「子どもたちの命を守るために、とり得る最善の配慮・対応」を検討した結果、以下の共通事項として、どの学校でも確実な対応できるように以下の基本ラインを提示します。

これらの事項をお伝えする際には、思いやりをもって丁寧に答え、家庭・学校との協力態勢をとっていきましょう。

不明な点は、教育委員会教育政策課にお願いします。

Q 1：除去食・代替食はやってもらえますか？

A： 藤枝市の給食調理場はセンター方式といい、市内27校分を3つの給食センターで調理しています。現在の設備では、除去、代替に対応できる状況ではありません。

Q 2：除去食・代替食がないとしたら、どうしたらいいのでしょうか。

A： お申し出によって、事前に献立表等を配布しています。3つの種類があり、①加工食品等分析表②学校給食物資分析表です。これらを通して、アレルギーの食品が入ったものは食べることのないようにしています。献立によっては、代わりのものを自宅から持ってきていただいています。

Q 3：自分だけ別のものを食べることについて、まわりからいじめを受けないかと心配です。

A： 誤食があってはいけませんので、連絡帳等のやりとりを通して、担任が確認をしています。お子さんの口からも「今日は〇〇を食べません。」と言えるようにすることは、お子さんの安全にとって、とても重要なことです。

まわりの子も「アレルギー」のことを理解できるように指導していきましますし、「〇〇さんは、卵は食べられないよ。」と多くの子が知っていることが、より安全につながります。ご心配な点は、担任と連絡を密にとっていくことをお勧めします。

また、学校生活全てにおいて、いじめのない、笑顔あふれる学級づくり、学校づくりに努めてまいりますので、お気づきの際はお知らせください。

Q 4：持参した弁当を、どのように保管したらいいのでしょうか？夏の暑さでいたまな いか心配です。自分で管理できるでしょうか。

A： 児童・生徒が持参した弁当については、学校の状況に応じて、安全で衛生的な弁当の管理方法を決めておく。

参考資料

＜参考資料1＞ P, 48～57

学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方
(文部科学省・(公財)日本学校保健会)

＜参考資料2＞ P, 58

校内アレルギー研修会を必ず実施！

＜参考資料3＞ P, 59

校外活動計画時チェック表
(アレルギー疾患での危険を回避するために)

＜参考資料4＞ P, 60

「ひやり、ハッと事例」

＜参考資料5＞ P. 62

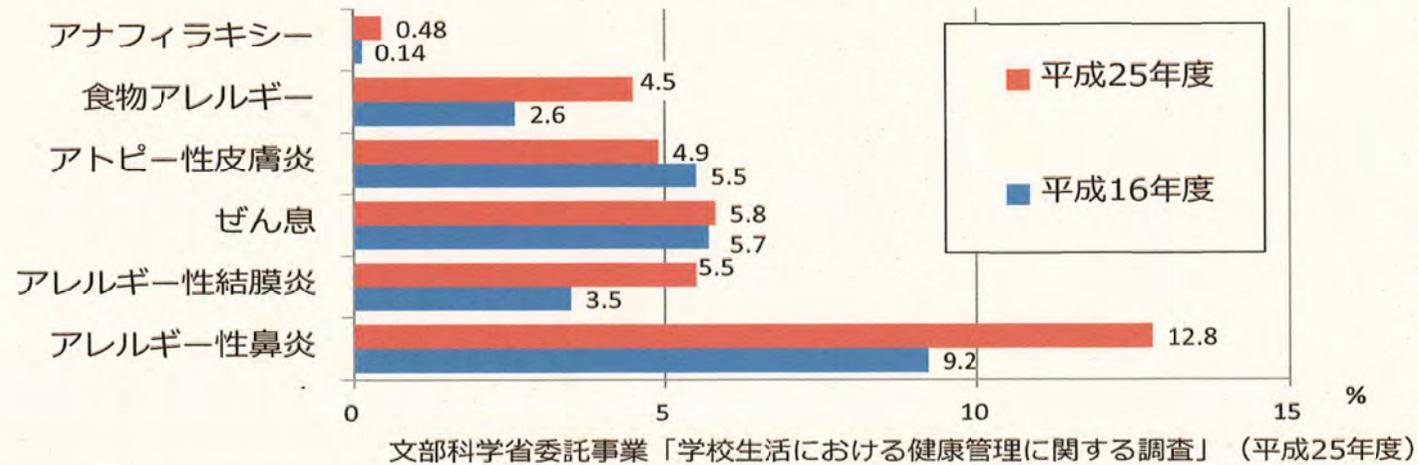
エピペンの使い方

学校におけるアレルギー疾患対応 の基本的な考え方



文部科学省・（公財）日本学校保健会

児童生徒のアレルギー疾患有病率



- アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の子供が多数在籍している
- 学校で給食を食べたとき、突然症状が現れる子供がいる
- 症状が急速に変化し、重篤な症状に至ることもある

➡ **正しい知識と適切な対応を身に付ける必要がある**

～児童生徒が安心して学校生活を送るためには
全ての学校で取組が必要～

文部科学省・(公財)日本学校保健会

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

■ アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」
活用の徹底

■ 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた
日常の取組
- ・組織対応による事故予防

■ 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施
- ・体制の整備



学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

(発行：日本学校保健会 監修：文部科学省 平成20年3月)

第1章 総論

1. すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境作りをめざして
2. アレルギー疾患とその取り組み
3. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく取り組み

第2章 疾患各論

1. 気管支ぜん息
2. アトピー性皮膚炎
3. アレルギー性結膜炎
4. 食物アレルギー・アナフィラキシー
5. アレルギー性鼻炎



学校での取組プランや
緊急時対応マニュアルの作成、
日常の対応についての参考資料

(公財) 日本学校保健会のホームページから全ページダウンロード可能
http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_01/01.pdf

文部科学省・(公財) 日本学校保健会

「学校生活管理指導表」

ガイドライン
P.10～P.17

対象

学校における配慮や管理が必要な児童生徒

取組実践までの流れ

- ① 配慮や管理が必要な児童生徒の把握
- ② 対象となる児童生徒の保護者へ**学校生活管理指導表を配布**
- ③ 主治医等が学校生活管理指導表に記入し、保護者が**学校へ提出**
- ④ 学校生活管理指導表に基づく**校内での「取組プラン」の検討**（校内対応委員会）
- ⑤ 保護者との**面談**
- ⑥ 校内における教職員の**共通理解**
- ⑦ 症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない）

- 情報は教職員全員で共有
- 日常の取組、緊急時の対応に活用
- 医師の診断に基づく、保護者と学校の共通理解の得られた取組の推進

文部科学省・（公財）日本学校保健会

学校給食における 食物アレルギー対応の原則

- 食物アレルギーによる児童生徒にも給食提供
*アナフィラキシーを起こす可能性のある児童生徒も含む
- リスク管理を最優先し、安全性を担保
- 教育委員会は統一の方針を策定し、各学校の取組を支援
- 医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づいて対応
- アレルギー対応委員会等による組織的な取組
- 完全除去を原則とし、提供するかしないかの対応が基本



詳細は

平成26年文部科学省作成「学校給食における食物アレルギー対応指針」参照

文部科学省 ・ (公財) 日本学校保健会

アレルギー疾患の対応推進体制

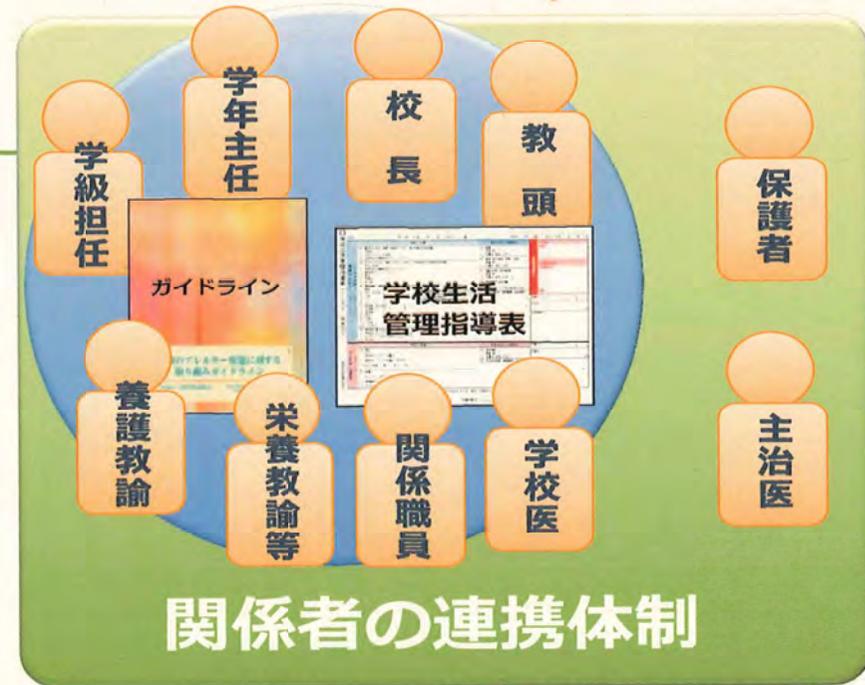
都道府県・市区町村教育委員会の役割

対応の指針
指導・支援

対応状況
報告

学校での対応

- ① アレルギー対応委員会の設置
- ② 全教職員で対応
- ③ 疾患の理解に向けての研修会・緊急時の実践的な研修の実施



文部科学省・(公財)日本学校保健会

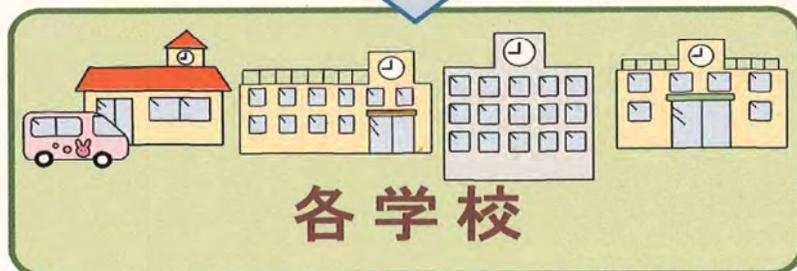
教育委員会の役割

- ・基本的なアレルギー対応の指針を示す
- ・アレルギー対応の研修会の充実を図る
- ・各校の対応内容の把握、指導・環境整備を進める

連携体制の構築

医師会等

消防局
消防本部



指針の内容例

- ・取組方針
- ・緊急時に備える情報提供
- ・取組プランや緊急時対応マニュアル作成について指導・助言 等

文部科学省・(公財)日本学校保健会

学校での対応

① アレルギー対応委員会の設置

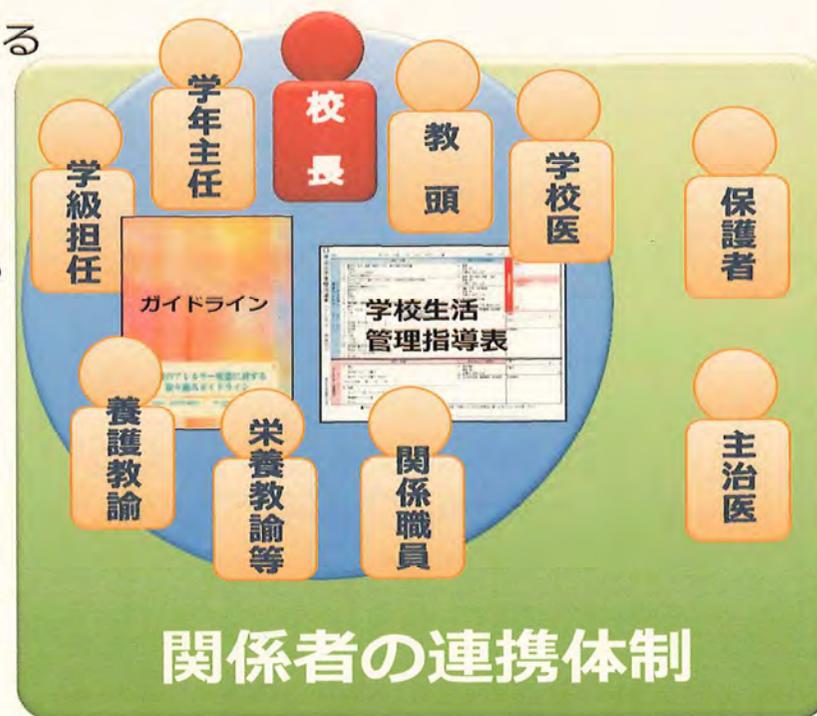
- ・ 具体的なアレルギー対応について、一定の方針を定める
- ・ 児童生徒ごとの取組プランを作成する
- ・ 症状の重い児童生徒に対する支援を重点化する

② 全教職員で対応

- ・ 特定の教職員に任せずに、組織的に対応する

③ 疾患の理解に向けての研修会・ 緊急時の実践的な研修の実施

- ・ DVD「緊急時の対応」等を活用する



文部科学省 ・ (公財) 日本学校保健会

緊急時の対応

緊急時の対応の体制づくり

- アナフィラキシー時の対応

➡ **DVD「緊急時の対応」**

- ぜん息発作時の対応

➡ **ガイドライン P.26～P.29**



「学校生活管理指導表」の
緊急時連絡先の活用
組 提出日 平成 年 月 日

緊急時連絡先	電話番号
保護者	電話番号
緊急時連絡先	電話番号
緊急時連絡先	電話番号

定期的な研修と訓練の継続

<緊急時連絡先>

- 保護者の欄には、連絡を取ることができる家族の携帯電話番号も記入

➡ 緊急の対応を要する事態は、
学級担任や養護教諭の前で起こるとは限らない！

学校全体として取り組む体制が必要！！

文部科学省 ・ (公財) 日本学校保健会

<参考資料 2>

校内アレルギー研修会を必ず実施！

<ねらい>

(1) 全職員が食物アレルギーの危険について理解する。

(2) アレルギー対象者への対応の基本を理解する。

(マニユアル活用)

(3) 緊急時対応を実践的に学ぶ。(エピペン実習必須)

(4) 対象児童生徒と配慮内容を全職員で共通理解する。

(5) 自校の教育活動をアレルギーの視点で点検する。

・食物アレルギーが含まれる教材に十分注意する

活動：ピーナッツ豆まき、そば打ち体験、うどん作り体験、

調理実習(家庭科・生活科・学活)

図工：卵の殻を使った工作、小麦粘土

食事後：牛乳パック、皿などの回収・保管場所

清掃：牛乳などが付着した雑巾の管理

校外活動時：施設の献立内容確認、そば殻枕、麦茶、おやつ等(別紙)

・心理的配慮、社会的配慮についてQ&A参照

対象児、保護者への心情理解

異なった食事内容についての周りの理解

年齢に応じた自己管理能力の育成と協力体制

アレルギー食品の回避の方法

<参考資料3>

校外活動計画時チェック表 (アレルギー疾患での危険を回避するために)

- アレルギー疾患配慮児とその配慮内容を、引率者全員が把握していますか？
→「学校生活管理指導表」「取り組みプラン」の確認を

- エピペンを処方されている児童生徒がいますか？エピペンは、だれがどこに保管しますか？それぞれの活動場所に対応可能ですか？

- 施設、食堂で提供される食事の献立について確認しましたか？
→保護者・本人との確認を

- 本人は、アレルゲン食品を自分で回避できますか？(回避の方法)

- 対象児の周りの児童生徒は、対象児のアレルゲン食品について理解していますか？
(安易な交換、強要を避ける)

- 食事以外でアレルゲンに触れる活動、場所はありませんか？
例：寝具のそば殻枕、買い食いや交換した食べ物、飲み物(麦茶等)

- もしもの場合を活動場所ごとに想定していますか？
宿(施設)での緊急搬送先
移動も含む活動場所
引率教諭の役割分担(別紙参照)

- 緊急時の連絡方法について確認していますか？
特に夜間の連絡方法

<参考資料 4 >

「ひやり、ハッと事例」

◇食事（給食・おやつ）メニューや食事中に起きた事例

献立の確認は複数の人で行った方がよい

	お母さんが「オムレツ」を見落としちゃった！
年齢・性別	: 7歳 女児
アレルゲン	: 卵
原因	: 学校給食のオムレツ
症状	: じんま疹、皮膚のかゆみ、口唇・口腔の違和感
経過	: 学校給食のオムレツを一口食べてしまいました。5分以内に、じんま疹、皮膚のかゆみ、口唇・口腔のピリピリ感があり、本人がすぐにはき出して、口の中を洗ったため大事には至りませんでした。
解説	: 卵アレルギーがあるため、給食のメニューで卵料理が出る場合は、母親が代替食を持参することになっていましたが、母親がメニューを見落とし、代替食を持たせなかったため、本人は配膳されたまま食べてしまいました。担任の先生も、この児童の食物アレルギーに対して理解が不十分で、給食内容も母親まかせで注意を払っていませんでした。
対策	: 誤食事故を防ぐには、二重三重のチェックが必要です。給食対応は、母親まかせではなく、学校全体で食物アレルギー児を把握し、注意しなければなりません。

◇給食以外の学習活動の事例（その1）

	しゃっくりが止まらなかったので友達が麦茶をくれました。そしたら…
年齢・性別	: 3歳 男児
アレルゲン	: 大麦
原因	: 麦茶
症状	: じんま疹
経過	: 園で遊んでいるとき、しゃっくりが止まらず困っていました。その時、一緒に遊んでいた友達が親切に自分の持っている麦茶をくれました。麦茶を飲んだところ、全身にじんま疹が出ました。
解説	: 自由遊び中で、先生の目の行き届かない時に起こりました。また、食事の時間ではなく、遊びの時間だったため、先生も誤食の危険を予測していなかったと思われます。麦茶は大麦アレルギーがあっても多くの患児は飲むことができますが、大麦アレルギーの強い患児はアレルギーを引き起こすことがあります。
対策	: 園のスタッフ全員が食物アレルギーのことを把握し、食事の時間以外にも、目を配ると同時に、他の園児にも食べられないものがあることを知ってもらい、飲み物や食べ物の交換をしないように説明することが大事です。

◇給食以外の学習活動の事例（その2）

	家庭科の調理実習でのとき
年齢・性別	: 12歳 男児
アレルゲン	: 卵、牛乳、小麦、バナナ、ココア
原因	: マフィン
症状	: のどの痛み
経過	: 家庭科の調理実習でマフィンを作りました。卵、牛乳、小麦、バナナ、ココアを使用し、オーブンで焼きました。きれいな焼き色になり、先生の指示のもと、取り出し、食べたところ、30分後にのどが痛くなりました。
解説	: 今まで食べて症状が出なかったなので、特に注意を払っていませんでした。今回、加熱が十分にされていなかったため、症状が出現した可能性があります。
対策	: 十分に加熱した食品を食べて異常がない場合でも、今回の事例のように、加熱が不十分だったりすると症状がでることがあります。また、調理中に（調理中に使った原材料の後片付けが不十分であれば調理後に）原因食品を吸引したり、接触によってもアレルギー症状を起こすことがあります。

◇誤食を防ぐための教育（自己管理能力を身に付ける）

	年齢が大きくなったら自己管理能力を身に付けさせましょう
年齢・性別	: 6歳 男児
アレルゲン	: 卵
原因	: 卵を使用したケーキ
症状	: じんま疹
経過	: 卵アレルギーがあり、母親の許可のないケーキは食べてはいけないと言われていたが、親戚の家へ1人で出かけ、誕生日のプレゼントをもらうだけの予定がサプライズに出された卵を使用したケーキを断り切れずに食べてしまい、全身にじんま疹が出て、救急外来を受診することになりました。本人も食べてはいけないと分かっていたが、「食べられない」ということを親戚の人に言い出せませんでした。
解説	: 食物が出ない予定だったので、母親も親戚の人には食物アレルギーのことは話してありませんでした。親戚の予期せぬ好意で、このような事例を引き起こしてしまうこともあります。
対策	: 自己管理が十分にできない幼少児では、ひとりで行動する場合、必ず児を取り巻く大人には食物アレルギーのことを知っておいてもらってください。

Pfizer

エピペンをお使いになる患者さんと保護者の方へ

エピペンの使い方 かんたんガイドブック

【監修】 国立病院機構 相模原病院 臨床研究センター
アレルギー性疾患研究部 部長 海老澤 元宏 先生

● エピペンを注射した後の注意

**エピペン注射後は、
直ちに医師による診察を受けてください**

- 医師にエピペンを使用したことを伝えてください。
- 医師に太ももの注射部位を示し、エピペン使用前の症状および使用後の経過を説明してください。
- 使用後は、携帯ケースに入れたエピペン注射器と青色の安全キャップを医師に返してください。



医師から、エピペンの再処方を受けるようにしてください

*アナフィラキシーの発現状況は、人によってさまざまです。
エピペンによるアナフィラキシー発現時の補助治療には限界があることをご理解ください。

エピペン カスタマーサポートセンターとウェブサイトのご案内

エピペン カスタマーサポートセンター 0120-303-347 (無料)	エピペンを使用される患者さんとそのご家族の方へ http://www.epipen.jp
---	--

お問い合わせにつきましては、「エピペン カスタマーサポートセンター」までご連絡いただきますようお願い致します。

エピペンの使い方や注意事項等がご覧いただけますので、ご確認ください。

エピペンの使い方かんたんガイドブックの内容

- ① アナフィラキシーとは？
- ② エピペンはどんな薬？
- ③ エピペンの使い方 — まずはトレーニング編 —
- ④ エピペンの使い方 — いざ実践編 —

※エピペンのご使用については、必ず主治医の先生の指示にしたがってください。

EPN54C004D
2014年1月作成

ファイザー株式会社
〒167-8502 東京都豊洲4-1-7-2

参考文献

- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
財団法人日本学校保健会
監修 文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課
- 養護教諭実践事例集 13 学校組織で取り組む『危機管理』
静岡県養護教諭研究会
- 学校給食における食物アレルギー対応について（中間まとめ）
学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議
- 食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル「小中学校編」
日本小児アレルギー学校
食物アレルギー委員会
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き
愛知県教育委員会
- 学校における食物アレルギー対応の手引き
千葉市教育委員会保健体育課
- 調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書（素案）
調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会
- 平成 25 年度 学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会
文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
- 食物アレルギー ひやり はっと事例集 2012
藤田保健衛生大学 小児科
免疫アレルギーリウマチ研究会
- 静岡市、島田市、焼津市アレルギー疾患対応及び取り組みプラン